

官報 号外 昭和二十六年十一月二十六日

○第十二回 参議院会議録第二十二号

昭和二十六年十一月二十六日(月曜日)	午前十時三十六分開議
議事日程 第二十一号	昭和二十六年十一月二十六日
午前十時開議	
第一 國紀處正に関する決議案 (木下源吾君外六名発議)	第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(堀越義郎君外十九名発議)	第二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 博物館法案(衆議院提出) (委員長報告)	第三 金庫、手提金庫の物品税
第四 漁港法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)	第四 满二十年以上の旧陸軍共
第五 水産資源保護法案(衆議院提出) (委員長報告)	第五 織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願
第六 裁判所職員臨時措置法案 (内閣提出)	第六 漁業に対する課税改善の請願
第七 外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第七 荒川横堤による被害除去の請願
第八 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第八 たばこ小売の利益率引上げに関する請願(六件)
第九 輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第九 公庫事務所設置の請願
第十 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第十 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(三件)
十一 願	第十一 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(二件)
	第十二 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(二件)
	第十三 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(二件)
	第十四 洋紙の物品税撤廃に関する請願
	第十五 たばこ小売の利益率引上げに関する請願(六件)
	第十六 北海道旭川市に国民金融
	第十七 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(三件)
	第十八 地すべり砂防工事予算の実現に関する請願
	第十九 荒川横堤による被害除去の請願
	第二十 地すべり砂防工事予算の実現に関する請願
	第二十一 荒川横堤による被害除去の請願
	第二十二 荒川横堤による被害除去の請願
	第二十三 芦別川多聞橋下流地区改修工事施行に関する請願
	第二十四 上郡、三石両駅間船坂村栗原踏切改築に関する請願
	第二十五 久慈川改修工事施行に関する請願
	第二十六 支笏湖を中心とする観光産業道路開拓に関する請願
	第二十七 札幌市、千歳町間および千歳町、支笏湖間道路補修工事施行に関する請願
	第二十八 土木災害復旧工事続行期間短縮に関する請願
	第二十九 千葉県外房海岸改修工事促進に関する請願
	第三十 ルース台風による災害復旧に関する請願(一件)
	第三十一 岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願
	第三十二 鹿児島県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願
	第三十三 鹿児島県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願
	第三十四 鹿児島県天草上、下島東海岸道路開設に関する請願
	第三十五 ルース台風による災害復旧対策措置の請願
	第三十六 横河川切換工事施行に関する請願
	第三十七 指定府県道高知中村線名古屋トンネル開通に関する請願
	第三十八 産業補助施設道路に関する請願
	第三十九 房総半島西部幹線道路中一部改修工事終了等に関する請願
	第四〇 ルース台風による災害復旧対策に関する請願(二件)
	第四一 清水、直江津両市間道路中一部改修工事施行に関する請願
	第四二 吉野川改修工事等促進に関する請願
	第四三 指定府県道長野甲府線中田橋架橋に関する請願
	第四四 爰媛県川之江町の防潮堤建築設に関する請願
	第四五 久慈川改修工事施行に関する請願
	第四六 支笏湖を中心とする観光産業道路開拓に関する請願
	第四七 札幌市、千歳町間および千歳町、支笏湖間道路補修工事施行に関する請願
	第四八 千葉県外房海岸改修工事促進に関する請願
	第四九 ルース台風による災害復旧に関する請願(一件)
	第五〇 愛媛県鏡村海岸護岸工事費国庫補助に関する請願
	五一 不動産取引法制定に関する請願
	五二 北海道勇拂原野総合開発促進に関する請願
	五三 石油製品統制撤廃反対等に関する請願
	五四 たばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情
	五六 旧対策措置の陳情
	五七 ルース台風による災害復旧対策に関する陳情
	五八 台風被害復旧事業費国庫助成等に関する陳情
	五九 住宅建設促進に関する陳情
	六〇 鉄路原野干拓工事総合整備調査実施に関する陳情
	六一 諸般の報告は朗讀を省略いたします。
	○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。
	去る二十一日議員木下源吾君外六名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
	國紀處正に関する決議案
	同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
	租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十一回国会内閣提出衆議院送付)
	本院審査
	公職に関する就職禁止、退職等に関する

法務委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号

同日議員から左の質問主意書を提出し、同日これを内閣に転送した。

参議院議員細川嘉六君を逮捕し、公職追放の措置についての問題に関する質問主意書(松原一彦君外四十七名提出)

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので運輸省設置法第九條の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

三村令一郎君

西崎 惠若
教育局長
文化財保護委員会委員長
同事務局長
森田 孝君
一昨二十四日内閣総理大臣から、文部省社会教育局長西崎惠若君外二名(前掲議長承認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

[門田定蔵君発言の許可を求む]

○議長(佐藤尚武君) 門田定蔵君。

○門田定蔵君 私はこの際二十六年度産米供出問題に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小笠原二三男君 私は只今の門田君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 門田君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。

〔門田定蔵君〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

○門田定蔵君 私はこの際日本社会党を代表いたしまして、供出問題に關して政府の方針を承わりたいと存ずるものであります。

政府は、本年度産米の供出を前にして、米麦の統制撤廃を実行することを宣伝して参つたのであります。これが国民の嚴嵩な批判と激しい反対を受け、加うるにドッジ氏からも計画の社稷を指摘され、幾多の変転を経て、遂にその構想を断念せざるを得なくなつたことは御承知の通りであります。

(拍手) 本年度の供出問題は政府の方針が一貫性を欠き、幾たびとなく変転し、従つて価格についても、産米の收量の把握についても、供出を前提とした周到な準備なくして行われておるが故に、従来より一層の困難に直面せざるを得ないことは、すでに先般の供出割当の知事会議の経過を見ましても明白に知り得るところであります。然るに知事会議以後において政府のなしつつあることは、この予想される困難を乗り切るための積極的努力を欠き、誠に腰のきまらぬ態度であつて、このまま推移するならば、本年度の供出問題、従つて又国民食糧の問題を容易ならざるといふに乘り上げる虞れがありますので、以下若干の質問をいたす次第であります。

質問の第一点は、実收に伴う減額補正の問題であります。本年度の供出量は、事前に想定するものであります。従つて供出量が減少すれば、必然需給計画にも影響するのであり、終局の补充は輸入によつて行わねばならず、それが二十七年度の予算の内容に響いて來るのであります。従つて又政府としては事前に収穫高の予想を把握する必要があります。従つて私はこの際本年度の收穫とそれに伴う需給計画、同時に収穫の予想が狂つた場合の措置について政府の方針を承わりたいのであります。

は、事前において統制撤廃の方針が政

府自身から発表されたため、必然のこととして開米の取引が増加し、而も相当の大口の取引さえも行われたこ

とが周知の事実であります。従つてこの点だけからいたしましても、供出量

は、事前において統制撤廃の方針が政

府自身から発表されたため、必然のこととして開米の取引が増加し、而も相

对に開米の取引が増加したことであ

ることであります。従つてこれは外貨の輸入によるものであります。従つてこ

とで、これには外貨を必要とする

ことであり、でき得る限り国内の食糧

を徴集し、外貨支出来を最小限度にとどめることは勿論のことであり、その意

味からして代替供出を認めるべきで

あります。

〔拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

議に當つて、政府は特別供出報奨金支

出についてでき得る限り努力すると言

い、又集荷委託費は大幅に増額すると

約束したと伝えられるが、この措置は

具体的に如何よろづて決定したのである

か。私どもは集荷委託費のよきな支出

が中間での会合や飲食に使われて、本當に生産農民を潤おすことなく、否、反対に生産農民に無理な供出を強いるためのいわゆる高値政策に使われる危険を憂慮するのであり、「その通り」と呼ぶ者あり) この際これらの支出の金額と使い方について明確なるお答えを求めるものであります。(拍手)

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

議に當つて、政府は特別供出報奨金支

出についてでき得る限り努力すると言

い、又集荷委託費は大幅に増額すると

約束したと伝えられるが、この措置は

具体的に如何よろづて決定したのである

か。私どもは集荷委託費のよきな支出

が中間での会合や飲食に使われて、本

當に生産農民を潤おすことなく、否、

反対に生産農民に無理な供出を強いる

ためのいわゆる高値政策に使われる危

険を憂慮するのであり、「その通り」と呼ぶ者あり) この際これらの支出の金額と使い方について明確なるお答えを求めるものであります。(拍手)

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

議に當つて、政府は特別供出報奨金支

出についてでき得る限り努力すると言

い、又集荷委託費は大幅に増額すると

約束したと伝えられるが、この措置は

具体的に如何よろづて決定したのである

か。私どもは集荷委託費のよきな支出

が中間での会合や飲食に使われて、本

當に生産農民を潤おすことなく、否、

反対に生産農民に無理な供出を強いる

ためのいわゆる高値政策に使われる危

険を憂慮するのであり、「その通り」と呼ぶ者あり) この際これらの支出の金額と使い方について明確なるお答えを求めるものであります。(拍手)

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

議に當つて、政府は特別供出報奨金支

出についてでき得る限り努力すると言

い、又集荷委託費は大幅に増額すると

約束したと伝えられるが、この措置は

具体的に如何よろづて決定したのである

か。私どもは集荷委託費のよきな支出

が中間での会合や飲食に使われて、本

當に生産農民を潤おすことなく、否、

反対に生産農民に無理な供出を強いる

ためのいわゆる高値政策に使われる危

険を憂慮するのであり、「その通り」と呼ぶ者あり) この際これらの支出の金額と使い方について明確なるお答えを求めるものであります。(拍手)

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

〔門田定蔵君登壇、拍手〕

當に首をくらせた重大問題であります。(その通り)と呼ぶ者あり)又一方消費者にとつても深刻な問題であります。今政府の扱いを見ると、大蔵大臣の麦飯論や、安本長官のパンに味噌を付ける論とか、無責任な放言が行わるばかりか、自出版売の党的公約に縛られて(その通り)と呼ぶ者あり)抜き差しならぬ泥沼に落ちつあるようになります。(元氣がないぞ)と呼ぶに見受けられます。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣根本龍太郎君登壇〕

〔嘘言つちやいかんぞ、嘘言つちやーと呼ぶ者あり〕

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。

御質問は三つに分れておりますが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかということのお問い合わせであつたと思ひます。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を我々は法令に基きまして減額補正することを約束をいたした次第であります。然らばその時期はどうかといふことでございますが、これは例年十二月二十五日以降程度にこれがきまるのであります。本年は特に秋の天候が遅れましたために、九州、四国、中国方面が更

側の強い要請がありますので、でき得るだけ速かにこの実收高の調査をいたし、それに基いてその成果が出た所から成るべく速かに実施いたしたいとお思ひます。今政府の立場においては考慮いたしたいと考えておる次第であります。

その次に、若し本年度の実收高が予想收穫高六千六十六万石より著しく減った場合、六千六十六万石に対する二千五百五十万石の供出がその計画が崩れ

て来る、そらした場合においてはその需給調整をどうするかということでおざいますが、これにつきましては、門田さんから今御指摘のように、実は本年度の補正予算におきまして、輸入食糧の分を相当多く見ておるのでござります。従来の三百八十五万トンの輸入計算に対し、三百八十五万トン程度の予算措置を講じておるのであります。これは本年度が米において例年あります。従來は三千七百万石以上を供出しているところを一千五百五十万石に減らしたことと、更には人口の増加、それに加えて若干の余裕を見て計画しておりますならば二千七百万石以上を供出いたします。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

お思ひますので、これによりますと若干補正したために、減收いたしましたが、第一番は、本年度供米割当に対し知事会議においては減額補正を約束しておるが、どの程度減額補正をするかといふことでございました。これは御承知のように、現在の食管法並びにそれに伴うところの政令によりまして、実收高が確定した場合、予想収穫高によつて割当てた供出量が著しく実收高よりも多かつた場合には、実收高に応じてこれを減額補正する建前になつております。この点を

〔鳥清君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 鳥清君。

○島清君 私はこの際中小企業の年末の金融に関する緊急質問の御質問を提出いたします。

○相馬助治君 私は只今の鳥君の動議

に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 島君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御質問ないと認めます。よつてこれより発言を許します。

○島清君 発言を許します。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 我が国中小企業の問題は、古くして常に新らしい問題でございま

す。私は去る第八国会におきまして、本壇上より、中小企業の問題に関しまして、内閣にその所信を質したものでございましたが、丁度本壇上で大蔵大臣と相まみえますことは一年と四ヶ月ぶりでござります。併しながらその通りでございまして、すでにこの

点につきましては、本会議においても

政府は幾度かその態度を変更してお

る、このために生産者はもとより消費

者に対しても不安感を與えておる。明

確にその点を政府は所信を示すべきで

ある、こう御指摘でござります。誠に

その通りでございまして、すでにこの

年に若し七千三十円以下になつた場合

においては、政府はそれは不当の取得

である。このため生産者はもとより消費

者に対しても不安感を與えておる。明確にその点を政府は所信を示すべきで

ある、こう御指摘でござります。併しながらその通りでございまして、すでにこの

年に実施いたします。併し政府といましては、主食の統制撤廃という基本方針については未だ堅持しておる次第であります。併し、それが何と云ふものと考へておられます。

るからして、その中小企業の問題ばかりではなくして、一般金融政策は国民大衆の生活を圧迫し、その市況は、今や中小企業者の諸君を倒産、破産といふ最後の線に追いつつある感を深くするのでござります。中小企業者の諸君は、特に今年の電力事情の悪化と悪条件の山積とからみまして、生産は低下をいたしまして、年末を控えて如何にすれば今年の年が越せるかと言つて、不安の中を見通しもなく、おののいておるのが現状であります。(拍手)私は第三教組日本社会党を代表いたしまして、本問題に対しまして関係各大臣の所見を質したいと思うのでござりますが、先ず裏つ先に、政府は今年の八月に百五十億の國庫余裕金の指定を承認しておるが、年預金をなしたのでござりますが、年末を控えて、僅かに商工中金、相互銀行、信用金庫等に二十億を残したのみで、百三十億を引揚げます。従いまして、その中には中小企業の関係のものがかなり含まれておりますが、年末金融対策の一環として、大蔵大臣は、この引揚げました。従いまして、情けを以てがたい。更に第二点といたしましては、資金運用部には中小企業信用保険の基金が約十五億あるはずでござります。この資金運用部の資金といふものは、殆ど中小企業者の零細な金であるが、乃至は勤労階級大衆の零細な金でござりますが、特に私は中小企業の問題を取上げておるのでござりますから、その五億もあるはずでござりますが、この十

十七億一千万円でございましたが、商工債券の引受を決定されておるのであります。この資金運用部資金を活用されまして、今度の年末金融対策として、これら対策の一環として活用される御意思はないかどうか。勿論この資金運用部の資金活用につきましては法規がございます。法規一点張りからいたしますならば、大蔵大臣はいたし方がないとおっしゃるかも知れません。併しながら自由党の諸君の宣伝放送を承わつておりますと、その金から三十億中小企業に回すことを行つて、引受けたと放送されておるのであります。自由党の諸君が放送する限りにおきましては、多分に根拠があるものと存じますので、この際、自由党の宣伝放送の嘘であったということを、恥をかかせるのも、大蔵大臣としては本意ならざるところでございました。からして、勇気を一段と振つて頂きましたとして、三十億程度の資金運用部の資金で商工債券を引受けの意思があるかどうかをお伺いしたいのでござります。

第三点といしましては、去る四月の二十日におきまして中小企業特別店舗融資が一大銀行において始められました。従いまして、この融資累計は、開設以来八月の末日までに、件数にいたしまして十二万八千二百八十八件、融資累計にいたしまして三百三十七億八千五百二十九万円に達しておるでござります。併しながら貸出の残を見てみると、僅かに六十五億六千百五十六万円でございました。預金残高百八十三億一千百六十二万円に比較いたしますならば、僅かに貸出は三分の一に過ぎないのでござります。

それから質問の第五点は、見返資金の融資の件でござりますが、見返資金額におきまして六〇%を生産しております中小企業者を扱いますところの行政官庁の中小企業庁を内局にする

十一 大銀行が中小企業の金融対策といつたしまして、独自にこの店舗を始めたのでござりますが、中小企業者の諸君から吸い上げて、貸出はそういう状態に相成つておるのでござります。勿論大蔵大臣にこのことに対する善処を要望いたした場合に、大蔵大臣は、これは民間会社のやつたことであるから大蔵大臣はこの問題を取上げました。従いまして質問を展開いたしました場合に、大蔵大臣はこの問題を取上げまして、大いに宣伝して私に強調されたところでござりますからして、今預金残高になつておりますところの百八十億一千六十二万円全部を中小企業に活用するよう御配慮願いたいといふことは申上げませんが、そのうちの若干でも商工債券等の発行と睨み合されまして中小企業のために使えるようになります。従いまして、年末金融対策の一環として善処されれる意思があるかどうかをお聞きしたいのであります。

更に第四点といたしまして、日銀の特別枠は中小企業者の諸君には好評噴噴でございまして、フルにこれが活用されておるのであります。たしか去年も年末金融対策といたしまして数億の別枠が認められたと思ひます。今度も大蔵大臣はこの中小企業者に受けがよいところの日銀の特別枠を増大して金融対策の一環に資するお氣持はない

と思います。従いまして、ただ一つの中小企業庁を現内閣は余り好感を持たれて迎えずして、これを縮小いたしまして、内局にしようという御意思があらば、冷酷であります。頗る冷淡でござります。従いまして、ただ一つの中小企業庁を現内閣は余り好感を持たれておりませんが、この加工賃償と闊遠をいたしまして、中小企業者の倒産、破産によりまして失業いたしますところの労働者の諸君は、その意思があるかどうかをお聞きしたいのでござります。

更に労働大臣にお伺いいたしたい点は、賃借問題といたしまして、技術の賃借であるとか、加工の賃借といふとが言われておりますが、この加工賃借問題と闊遠をいたしまして、中小企業者の倒産、破産によりまして失業いたしますところの労働者の諸君は、その意思があるかどうかをお聞きしたいのでござります。

また、この特殊の技能を持つておりますし、特に私はいわゆる技術賃償、加工賃償を要求いたしておりますが、この東南アジア方面には最も必要とするところの技術であろうかと、こう確信をしております。従いまして、この特殊の技能を持つておりますと、このの、いわゆる中小企業の倒産、破産によりまして失業いたしておられますところの労働者の諸君を、この加工賃償と技術賃償と睨み合せまし

え、これだけの責任観念を持つておるのに、今や対応すべき段階にまで達した官紀紊乱、国費濫費につき、政府は國民に対して如何なる責任を感じておられるのであります。如何なる責任をとらうとせられておるのであります。(拍手)私はこの見地から責任をとらうとせられておる所であります。(拍手)私はこの見地から最もようか。(その通り)と呼ぶ者あり。議会政治、民主政治の生命は責任であります。(拍手)私はこの見地から最後に次の質問をいたすものであります。

前国会において本院に報告されましては、すでに「重煙突事件」に関しましては、すでに一年を経過したる今日においても未だその是非が國民の前に明確にされておりません。(それを言いたかつた)と呼ぶ者あり。大橋法務総裁に対する疑惑は、偽証、脱税、政治資金規正法違反等でありまして、東京地檢馬場検事正の中間報告によると、会社側の社長田中平吉、事務高橋正吉の両名はすでに訴訟で起訴されました。然るに大橋法務総裁に対しては数項目の質問書を発したが、未だにその回答を得ていません。その報告の中には、大橋正吉の署名が見えないと言つております。その報告の中では、大橋正吉に対する容疑事項は少しも潔白になつてない。むしろその容疑は一段と濃厚になつておるのであります。(拍手)たゞ法的問題が時効になつたといつても、その事実があつたということだけは嚴然とした事実であります。従つて本院が指摘をいたしました大橋氏に対する容疑事項は少しも潔白になつてない。むしろその容疑は一つ今なお深い疑惑に包まれておる人が何ら責任のあるところを明らかにします。(拍手)春秋の筆法を以てすれば、我が國今日のこのなげかわしい、

あります。「まだはつきりしないよ」と呼ぶ者あり、(拍手)この「重煙突事件」は國民の血税から支拂われた巨額の金が不正手段によつて領得されたのであります。そしてこれが犯罪事件となつておるのであります。(引きまつてから言え)「黙つて聞け」と呼ぶ者あり。その不淨の金の一部が顧問料といふ名目で大橋法務総裁の下に渡つたことは事実に相違ないのであります。今日訴訟請求をやつたかどで会社の責任者が法の裁きを受けているのに、その会社の顧問として、顧問料をもらつておられた大橋氏が、法務総裁という重要な地位に恬然として何らの責任を感じてはゐないとは何たることであつまつようか。又本件において大橋総裁が、そのもつておられた顧問料の税金を脱税しておられた容疑は、今や確定に近いほど濃厚になつておると確聞いたしております。およそ国民の先頭に立つ政治家、とりわけ大臣の地位にある人、その中でも特に司直の府の長たる人は、「議場しんとし声なし」と呼ぶ者あり人格の高潔な公人としては勿論、私人としても一点の疑惑も持たれない清廉潔白で責任観念の強い人でなければならぬことは論の余地のないところであります。

総裁から回答がないといつことであります。従つて本院が指摘をいたしました大橋氏に対する容疑事項は少しも潔白になつてない。むしろその容疑は一つ今なお深い疑惑に包まれておる人が何ら責任のあるところを明らかにします。従つて本件においては、大橋法務総裁に対する公私とも何らの恩怨もありません。(笑声)個人としての大橋氏にはお氣の毒であります。が、併し私は国内の現状を坐視するに忍びず、この現状を悲しみ、その将来を憂うるの余り、あえてかく質問いたすのであります。以上の各項に対する大橋法務総裁の良心的な答弁を求める次第であります。

最後に吉田総理大臣にお尋ねいたしましたが、總理大臣は私が今まで申述べ参りました官紀紊乱、国費濫費、汚職統出の問題をどういうふうに御覽になつておられるか。又どういうふうにお考えになつていられるのか、これを伺ひたいのであります。誠に今にござります。(大橋君どうするのだ)と呼ぶ者あり、(拍手)あります。且つ深憂禁じ得ない腐敗堕落は、大橋法務総裁が毫も責任を明らかにせられないと申しても、「その通り」と呼ぶ者あり。過言ではないとお伺ひしたいのであります。誠に今にござります。(大橋君どうするのだ)と呼ぶ者あり、(拍手)あります。法務総裁を追及しようとすると、國民の思想上或いは納税意欲の上に與える影響は如何であります。おまけに法務総裁はどの人が脱税行為をしておられたことが決定的にでもなれば、國民の思想上或いは納税意欲の上に與える影響は如何であります。私は民主主義に立つ政治家の生命である政治的道義感、政治的責任感の立場から法務総裁の責任を質しているのであります。(拍手)大橋法務総裁は以上私が申述べましたような立場に立つておられながら、今後もなお法務総裁の地位に恬然としていられるのであります。大橋法務総裁は以上私が申述べましたような立場に立つておられながら、今後もなお法務総裁の地位に恬然としていられるのであります。(拍手)大橋法務総裁は以上私が申述べましたような立場に立つておられながら、今後もなお法務総裁の地位に恬然としていられるのであります。(拍手)大橋法務総裁は以上私が申述べましたような立場に立つておられながら、今後もなお法務総裁の地位に恬然としていられるのであります。(拍手)

○國務大臣(益谷秀次君)お答えいたしました。政府は組閣当初から綱紀の肅正につきましては万全の努力を拂つて参つたのであります。(一向わからず)と呼ぶ者あり、(拍手)もとより私は大橋法務総裁に対する公私とも何らの恩怨もありません。(笑声)個人としての大橋氏にはお氣の毒であります。が、併し私は國內の現状を坐視するに忍びず、この現状を悲しみ、その将来を憂うるの余り、あえてかく質問いたすのであります。以上の各項に対する大橋法務総裁の良心的な答弁を求める次第であります。

最後に吉田総理大臣にお尋ねいたしましたが、總理大臣は私が今まで申述べ参りました官紀紊乱、国費濫費、汚職統出の問題をどういうふうに御覽になつておられるか。又どういうふうにお政府は冗費を節約し、單に予算

ここで申訳か何か知らんが言つておりますが、あの事件のときには新聞で我々が承知するところによれば取締るべきところの警官が、而も従党を組んで一団となつて問題を起しているのであります。これでも国民が不安なくしておられるかどうか。こういうような発展の状態を見ておれば、政府自体がもはや考えなければなりますまい。

なおもう一つの特徴は、いわゆる高級官吏の諸君の問題であります。官僚と申すが爲事事を働くために邪魔になるとでも言いますか。これでも官僚としておられるかどうか。こういうような発展の状態を見ておれば、政府自体がもはや考えなければなりますまい。

級官吏の諸君の問題であります。官僚と申すが爲事事を見つけておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうものを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

私は政府のこの態度には根本的に理由があると考える。先ほども言われたように道義が頽廃しているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

勿論そうである。文部大臣は実践要領を作つておると新聞に書いてあるのであります。この中心をなすものは、道義の中心を天皇に置こうとしておるのである。道義は、言うまでもなく他人のためにみずから捨てて奉公するという、この精神が基調でなければならぬのである。かかる善良な国民の道徳心を利用して、曾つて天皇中心の道徳を高揚したのが帝国主義日本の崩壊になつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 今、この場合において、客觀情勢に藉口いたしまして、再び我が國をその方向に持つて行こうとする、かくのごとき考え方、そうして政府が持つておる道徳の観念、この道徳観念が官紀の紊乱、あらゆる汚職事件を製造しておる元になるところを声を高らかに言い得るのは、私どもの手がきれいであるからである。私ども思い切つて言い得ることは、そのためである。どうか清らかな手を持つた諸君は、やはりこの決議案に多数賛成を願いたいのであります。

同時に現内閣は、みずから不正とみづからの罪を償うために、現実に何をしなければならないか極めて明瞭で不安を高め、その悪影響ははかり知れぬものがある。政府は直ちにこれが一掃につとめるとともに明朗なる綱紀の確立に邁進すべきである。

近時頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講すべきである。

右決議する。

理由

政府は頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し

〔松永義雄君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

わけても金融界におきましては金が

予算は、官僚の諸君によつて手ぎわで作られておるものであります。責任の所在を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

大衆をごまかすようにできておるかも知らん。当初予算において明らかに千五百億の自然増収が見込まれるにもかかわらず、當時それはないと宣言しておる。そこでむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうことを覺悟しなければならん。

大衆を欺いておるからが馬鹿事をしておるのか。そうしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

私は政府のこの態度には根本的に理由があると考える。先ほども言われたように道義が頽廃しているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

勿論そうである。文部大臣は実践要領を作つておると新聞に書いてあるのであります。この中心をなすものは、道義の中心を天皇に置こうとしておるのである。道義は、言うまでもなく他人のためにみずから捨てて奉公するという、この精神が基調でなければならぬのである。かかる善良な国民の道徳心を利用して、曾つて天皇中心の道徳を高揚したのが帝国主義日本の崩壊になつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 今、この場合において、客觀情勢に藉口いたしまして、再び我が國をその方向に持つて行こうとする、かくのごとき考え方、そうして政府が持つておる道徳の観念、この道徳観念が官紀の紊乱、あらゆる汚職事件を製造しておる元になるところを声を高らかに言い得るのは、私どもの手がきれいであるからである。私ども思い切つて言い得ることは、そのためである。どうか清らかな手を持つた諸君は、やはりこの決議案に多数賛成を願いたいのであります。

同時に現内閣は、みずから不正とみづからの罪を償うために、現実に何をしなければならないか極めて明瞭で不安を高め、その悪影響ははかり知れぬものがある。政府は直ちにこれが一掃につとめるとともに明朗なる綱紀の確立に邁進すべきである。

近時頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し

〔松永義雄君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

わけても金融界におきましては金が

たならば、みずからを埋めるところの墓穴が、みずから手によつて掘られろ。(笑声「その通り」と呼ぶ者あり) 予算は、官僚の諸君によつて手ぎわで作られておるものであります。それをしてむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

大衆をごまかすようにできておるかも知らん。当初予算において明らかに千五百億の自然増収が見込まれるにもかかわらず、當時それはないと宣言しておる。そこでむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

私は政府のこの態度には根本的に理由があると考える。先ほども言われたように道義が頽廃しているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

勿論そうである。文部大臣は実践要領を作つておると新聞に書いてあるのであります。この中心をなすものは、道義の中心を天皇に置こうとしておるのである。道義は、言うまでもなく他人のためにみずから捨てて奉公するという、この精神が基調でなければならぬのである。かかる善良な国民の道徳心を利用して、曾つて天皇中心の道徳を高揚したのが帝国主義日本の崩壊になつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 今、この場合において、客觀情勢に藉口いたしまして、再び我が國をその方向に持つて行こうとする、かくのごとき考え方、そうして政府が持つておる道徳の観念、この道徳観念が官紀の紊乱、あらゆる汚職事件を製造しておる元になるところを声を高らかに言い得るのは、私どもの手がきれいであるからである。私ども思い切つて言い得ることは、そのためである。どうか清らかな手を持つた諸君は、やはりこの決議案に多数賛成を願いたいのであります。

同時に現内閣は、みずから不正とみづからの罪を償うために、現実に何をしなければならないか極めて明瞭で不安を高め、その悪影響ははかり知れぬものがある。政府は直ちにこれが一掃につとめるとともに明朗なる綱紀の確立に邁進すべきである。

近時頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し

〔松永義雄君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

わけても金融界におきましては金が

たの罪悪を償う僅かな方便になるであります。(笑声「その通り」と呼ぶ者あり) 予算は、官僚の諸君によつて手ぎわで作られておるものであります。それをしてむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

大衆をごまかすようにできておるかも知らん。当初予算において明らかに千五百億の自然増収が見込まれるにもかかわらず、當時それはないと宣言しておる。そこでむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

私は政府のこの態度には根本的に理由があると考える。先ほども言われたように道義が頽廃しているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

勿論そうである。文部大臣は実践要領を作つておると新聞に書いてあるのであります。この中心をなすものは、道義の中心を天皇に置こうとしておるのである。道義は、言うまでもなく他人のためにみずから捨てて奉公するという、この精神が基調でなければならぬのである。かかる善良な国民の道徳心を利用して、曾つて天皇中心の道徳を高揚したのが帝国主義日本の崩壊になつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 今、この場合において、客觀情勢に藉口いたしまして、再び我が國をその方向に持つて行こうとする、かくのごとき考え方、そうして政府が持つておる道徳の観念、この道徳観念が官紀の紊乱、あらゆる汚職事件を製造しておる元になるところを声を高らかに言い得るのは、私どもの手がきれいであるからである。私ども思い切つて言い得ることは、そのためである。どうか清らかな手を持つた諸君は、やはりこの決議案に多数賛成を願いたいのであります。

同時に現内閣は、みずから不正とみづからの罪を償うために、現実に何をしなければならないか極めて明瞭で不安を高め、その悪影響ははかり知れぬものがある。政府は直ちにこれが一掃につとめるとともに明朗なる綱紀の確立に邁進すべきである。

近時頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し

〔松永義雄君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

わけても金融界におきましては金が

たの罪悪を償う僅かな方便になるであります。(笑声「その通り」と呼ぶ者あり) 予算は、官僚の諸君によつて手ぎわで作られておるものであります。それをしてむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

大衆をごまかすようにできておるかも知らん。当初予算において明らかに千五百億の自然増収が見込まれるにもかかわらず、當時それはないと宣言しておる。そこでむずかしくしてむづかしくしておるからが馬鹿事をしておるのか。そしてそういうのを道に首切つて、ここに事件の責任を隠すとしているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

私は政府のこの態度には根本的に理由があると考える。先ほども言われたように道義が頽廃しているのである。責任の所在を明らかにしないのである。

勿論そうである。文部大臣は実践要領を作つておると新聞に書いてあるのであります。この中心をなすものは、道義の中心を天皇に置こうとしておるのである。道義は、言うまでもなく他人のためにみずから捨てて奉公するという、この精神が基調でなければならぬのである。かかる善良な国民の道徳心を利用して、曾つて天皇中心の道徳を高揚したのが帝国主義日本の崩壊になつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 今、この場合において、客觀情勢に藉口いたしまして、再び我が國をその方向に持つて行こうとする、かくのごとき考え方、そうして政府が持つておる道徳の観念、この道徳観念が官紀の紊乱、あらゆる汚職事件を製造しておる元になるところを声を高らかに言い得るのは、私どもの手がきれいであるからである。私ども思い切つて言い得ることは、そのためである。どうか清らかな手を持つた諸君は、やはりこの決議案に多数賛成を願いたいのであります。

同時に現内閣は、みずから不正とみづからの罪を償うために、現実に何をしなければならないか極めて明瞭で不安を高め、その悪影響ははかり知れぬものがある。政府は直ちにこれが一掃につとめるとともに明朗なる綱紀の確立に邁進すべきである。

近時頻發する公務員の汚職事件について断乎たる措置を講

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し

〔松永義雄君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

わけても金融界におきましては金が

だまだ氷山の一角であるといふのですから開いた口が塞がらないのであります。

このようにして食いつぶされている金は、申すまでもなく国民からとつたところの税金であります。それは生活に喘いでいる労働者、農民の中小商工業者が乏しい生活費を割いて拂つてゐる税金であります。国家の法律の名においてとられた、そしてこのために気狂いになつたり、一家心中をした例を挙げるならば幾らでもあります。だからこそ最近の不正事件を知つた国民は、憤りの声で、おれたちの拂つた金がこんなところに使われているなら、もう一錢だつて拂わないぞと言つてゐるのであります。吉田内閣には、乏しい国民の懐ろから法の名において税金をとる資格は今や全くなしと言つていいのであります。

吉田内閣には、国民のために使用すべき税金をこのようにしている吉田内閣の責任は極めて重大であります。又政府は、国民負担軽減のための行政整理と言つてゐるが、それならば言いき、法の最高責任者として国民の前にその道義的責任のまことに重大なものがあると思ふのであります。治安を司る警察官隊や取締りをする海上保安庁が不正の本家であるようでは、吉田総理がこの壇上から百回断固たる措置をとることこそ、政府が先ずしなければならないことであります。

我が党は日本の植民地化を常に指摘して参りました。植民地の最も大きな要素は買弁腐敗官僚の跋扈であります。これは最近の歴史がはつきりと示しております。アメリカの援助によつて辛うじて生命を維持して來た傀儡蒋介石政権下の官吏は曾つて何と言つたでしょうか。貪官汚吏、即ち貪ぼる

ませんか。フイリピンの——又の調査團によるベル報告書は、

一部門には無能と腐敗が拡がりつつあると発表して問題となつたことがあります。戦後絶えなかつた不正事件が最近増加している事実は、日本が今や植民地国家、従属国家になりつつあることを示すリトマス試験紙であると言えるのであります。だからこそ私は不正腐敗の根源をなくす第一の課題は、日本の政府を日本国民みづから手で行うようにすること、自主権を完全に回復することであると思うのであります。

人間としての良心が失われる所には必ず蛆虫がわくのであります。先ほど同僚カニエ君の緊急質問によると、大橋法務総裁も二重憲法事件で疑惑を持たれてゐるのであります。これは全く国民として意外とするところであります。法的責任はどうか

【長谷山行教君登壇、拍手】
○長谷山行教君 私は自由党を代表いたしまして、綱紀肅正に関する本決議案に賛成の意を表さるものであります。

我々国民が民族の興隆と民主主義国家の再建に奮起しつゝあるとき、官公

吏の汚職事件、国費の濫費問題、不正支出の問題等が毎日の新聞紙上を賑わしておる実情は誠に憂慮に堪えないと

ころであります。國家公員は国民全體の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に當つては全

ての個人的犯節と、公共事業等をめぐる贈収賄等の瀆職事件、公文書偽造行

動を傷付け、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

は、憲法並びに公務員法の明記してい

るところであります。殊に国家再建の

目的を挙げてこれに專念しなければならないのであります。その官職の信用

しないのであります。第一に労働者、な

ど

かんすく官公庁労働者の基本的権利、

即ち団結権、組合活動の完全な自由、

言論の自由等々を認めることがありま

す。

国民の正しい批判を危険思想と呼

び、労働者を不逞の輩と呼び、労働者

の基本的権利を奪い去つてゐる限り人

民の公儀は生れるはずではなく、政府み

ずから不正腐敗のはびこる土壤を作つ

たでしようか。貪官汚吏、即ち貪ぼる

その証拠に職場から赤のレッテルを張

られ、正義の士が追放されて以来、汚費と言ひ、それが直接国民の血税とされる問題であります。納稅者はその血と涙の税金が、官公吏の汚職事件の種々なり、或いはつまり食いの料となつて消えて行くことを黙つて見ているわ

けにはどうしても行きません。古い言葉に、武人命を惜めば國亡び、文人錢を愛すれば國亡ぶと言われております。

綱紀肅正は政治の基本に触れる問題であります。ここに思ひをいたすと、我々は先ず綱紀弛緩のよつて来た原因を究明し、更にこれを防止、肅正する対策を立てねばならないと思うのであります。綱紀紊亂と申しまして本決議の趣旨に賛意を表し、この種汚職事件犯の根絶を図らんとするものであります。(先ず政府から示せ)と

(呼ぶ者あり)その意味からいたしまして、我々は先ず綱紀弛緩のよつて来た因を除去し、こうした惡徳の根を断ち切らねばなりません。併しそれは言うにやすくして、実を擧げることはなかなか困難であります。それは先ず道義の振興が第一であります。併しそれには国の文化の高揚のための長期に亘る国民一般の大努力が必要なのであります。同時にこれらの惡徳防止の予防策を法制の面からも、又行政運営の面からも、技術的に樹立せねばならないことも勿論であります。(弁解になつてはいけませんよ)と呼ぶ者あり)

この肅正の施策については、官公吏の徹底的自重、行政監査機構の整備とその早期監査の実施、更に検察機関の厳正適切なる摘発と処罰並びに社会制度、公務員の執務條件の改善等いろいろの角度観点から立てられなければならぬのであります。

只今本決議案の趣旨弁明に立たれました木下君の御説明を承つておりますと、この綱紀の頗るはすべて現内閣のみの責任に帰するが、ことく(その通りじやないか)と呼ぶ者あり)論難せられた感があるのであります。(その通りだ)泣くんじやないよ「頑張れ」と呼ぶ者あり、笑声)又カニエ君の緊急質問等におきましても(頑張れ)と呼ぶ

除しておつたことあります。(吉田内閣はどうだ)と呼ぶ者あり)その四是、自由主義の曲解と監督の不徹底であり、その五は、戦時軍國的教育の余弊と生活の困窮であります。(それは高級官僚だよ)と呼ぶ者あり)その六は、公務員の指導精神の昏迷等であります。

担保の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合の相続税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき委員会が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈與の時まで年数を扣除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

五項の次に次の一項を加える。

六 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、

第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは「相続、遺贈又は贈與の時」と読み替えるものとする。

第四十六條第二項中「二十日」を「三十日」に改める。

第七十五條中「第三十二条の規定を準用する。」を「第三十二条の規定を、前條第一項に規定する所有者には、第五十六条第一項の規定を準用する。」に改める。

第八十六條中「公共福祉用財産」を「同法第三條第二項第二号に規定する公共福祉用財産」に改める。

第八十七條第一項本文中「そのものは、」の下に「公共福祉用財産として」を加え、同項但書を次のように改める。

但し、そのものが同法第三條第二項に規定するものであるときは、

二項に規定する他の行政財産であるとき、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財産として取り扱うべき特別の必要なものであるときは、そのものをこれらの財産として関係各省府県の教育委員会に意見を具申する。又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要な美術品等として認定された建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には、適用しない。

3 文化財専門委員会に關する議案の作成及び提出については、教育委員会は、当該都道府県の条例で定めること。項は、当該都道府県の条例で定めること。

4 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会は、第六十一条に規定する事件の例によること。

第五百二十四條第二項中「この法律に基く研究所」を「この法律に基く東京文化財研究所」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十條、第二十二條、第二十三條及び第二百二十四條

附則
右の本院提案をここに添付する。
昭和二十六年十一月二十二日
参議院議長佐藤尚武殿

博物館法案
第三章 公立博物館(第十八條)
第二十六條

三
第一章 総則(第一條—第九條)
第二章 登録(第十條—第十七條)

三
第一章 総則(第一條—第九條)
第二章 登録(第十條—第十七條)
第三章 公立博物館(第十八條—第二十六條)

三
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則

第一
第一章 総則

三
この法律の目的
第一條 この法律は、社会教育法

4 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改め
第一項を次のように改め

この法律並びにこれに基く命令

第二條 この法律において「博物館」

とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に關する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その収集、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて國宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)

の規定による図書館法(昭和二十五年法律第二百四十九号)による図書館(社会教育法による公民館及び図書館)による図書館を除く。のうち、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)

第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

4 この法律の規定は、前條第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行ふ。

一 実物、標本、模型、模型、文獻、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を當該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に對して、博物館

料の利用に關し必要な説明、助

言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刑行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

十一 博物館は、その事業を行なうに當ては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)
第四條 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所屬職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的項目をつかさどる。

5 学芸員は、そのつかさどる専門的項目の区分に従い、人文学科学生芸員又は自然科学研究芸員と称する。

6 博物館に、館長及び学芸員のはか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

7 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員及び学芸員補の資格)

第五條 左の各号の一に該当する者は、文部省令の定めるところにより人文科学学生芸員又は自然科学研究芸員となる資格を有する。

一 学士の称号を有する者で、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 学士の称号を有する者で、第六條の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目の単位を修得したもの

三 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目的単位を含めて六十単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

四 大学に二年以上在学し、二単位以上を修得し、三年以上学芸員補の職にあつた者で、第六條の規定による学芸員の講習による資格を得るものとする。

おいて博物館に関する科目的単位を修得したもの

五 六年以上学芸員補の職にあつた者で、第六條の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目的単位を修得したもの

第六條 学芸員の職にあつた者は、第六條の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目的単位を修得することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

(登録)

第二章 登録

第一項各号の規定により大学又は学芸員の講習において修得すべき博物館に関する科目的単位は、文部省令で定める。

(学芸員の講習)

第六條 学芸員の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学が行う。

2 前項の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市・特別区を含む。以下同じ。町村の教育委員会及び私立博物館に対し、その求めに応じて、同様の指導又は助言を與えることができる。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八條 文部大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するところに、一般公衆に対して示すものとする。

おいて博物館に関する科目的単位を修得したもの

六 年以上学芸員補の職にあつた者で、第六條の規定による学芸員の講習による科目的単位を修得したもの

(登録要件の審査)

第十條 地方公共団体又は民法第三十四条の法人若しくは宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一條 前條の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名稱及び民法第三十四条の法人又は宗教法人についてはその住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに關する書類、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別

二 第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三條 博物館の設置者は、第一條第一項各号に掲げる事項又は同様第二項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたと

については、固有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)第八条の規定の適用があるものとする。

第二章 登録

第一條第一項各号に掲げる要件の登録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び收入の見積に關する書類、博物館資料の日録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

支の見積に關する書類、博物館資料の日録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

第十一條 都道府県の教育委員会は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同様第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

二 第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

三 第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三條 博物館の設置者は、第一條第一項各号に掲げる事項又は同様第二項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたと

きは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第一條第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第十四條 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二條各号に掲げる要件を全く至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事實を発見したときは、當該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他むを得ない事由により要件を全く至つた場合においては、その要件を全く至つた日から一年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による登録の取消をするに当つては、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、陳述する機会を与えなければならない。

第三條 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二條各号に掲げる要件を全く至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、當該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他むを得ない事由により要件を全く至つた場合においては、その要件を全く至つた

(規則への委任)

この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

(報告の義務)

第十七條 都道府県の教育委員会は、文部大臣に対し、その求めに応じて、当該教育委員会において登録した博物館に關し必要な事項について報告しなければならない。

2 文部大臣は、文部大臣の求めに応じて、当該教育委員会において登録した博物館に關し必要な事項について報告しなければならない。

(第三章 公立博物館)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、當該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第二百七十号)第六十一条に規定する事件の例によること。

第三條 公立博物館は、當該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(所管)

第十九條 公立博物館は、當該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を開くことができる。

(博物館の廃止)

第十五條 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、當該博物館に係る登録を取消す。

(第二十二条 博物館協議会の設置)

その委員の定数及び任期その他の博物館協議会に關し必要な事項は、當該博物館を設置する地方公共団体の規則で定める。

(第二十三条 公立博物館は、入館料等)

2 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができること。

(入館料等)

2 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができること。

(補助金の交付その他の援助)

第三條 国は、博物館の健全な発達を奨励するため必要があると認めるときは、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

(補助金の交付)

四 地方公共団体が當該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の條件に違反したとき。

四 地方公共団体が當該博物館を補助金の交付を受けたとき。

(第四章 私立博物館)

(都道府県の教育委員会との関係)

第五條 都道府県の教育委員会は、博物館に關する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

六 第二十七条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を與えることができる。

2 前項の規定による精算額を勘定して行うものとする。

(附 则)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第五條第一項第二号に規定する学士の称号を有する者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

3 第五條第一項第四号に規定する大學に二年以上在学し、六十二單位以上を修得した者には、旧大学令(旧高等學校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧專門學校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸學校官制(昭和二十一年勅令第二百八号))の規定による大學予科、高等學校高等科、專門學校及び教員養成諸學校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

4 第五條第一項第三号から第五号までに規定する學芸員補の職には、文部大臣の指定する博物館に相当する施設における學芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を有するものと定めた者を含むものとする。

5 第五條第二項に規定する者は、旧中等學校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの人と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

6 左の各号に掲げる者は、第五條

の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有するものとする。

一 旧大学令による学士の称号を有する者又は文部省令でこれらと同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて一年以上あるもの

二 旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学予科、高等學校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて一年以上あるもの

三 博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定期間に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて三年以上であるもの

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「これらに類する場所」の下に「(博物館法(昭和六年法律第二号)第一條第一項の博物館を除く。)」を加へる。

第二百九十六條中「私立学校法第一條第一項の博物館を設置する場合」の下に「博物館法(昭和六年法律第二号)第一條第一項の法人」を加へる。

昭和二十六年十一月二十六日 参議院会議録第二十二号 文化財保護法の一部を改正する法律案外一件

に基いて、文部大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有するものと認定した者

7 前項第三号又は第四号の規定により学芸員となる資格を有する者は、この法律施行後三年以内に第六條の規定による学芸員の講習において第五條第一項第五号及び第三項に規定する博物館に関する科目の単位を修得した場合においては、この法律施行後三年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、文部省令の定められた日以後においても、第五條の規定にかかわらず、文部省令の定められた日以後により人文科学学芸員又是自然科学学芸員となる資格を有するものとする。

○加納金助君答覆 拍手

〔加納金助君答覆 拍手〕

この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村について、教育委員会が設置されるまでの間、第七條中「市特別区を含む。以下同じ。」町村の教育委員会と、第八條中「教育委員会」とあるのは、それぞれ市町村長(特別区の区長を含む。)と読み替える。第十九條及び第二十一條中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは、「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

(地方税法の改正)

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「これらに類する場所」の下に「(博物館法(昭和六年法律第二号)第一條第一項の博物館を除く。)」を加へる。

することを主たる目的とする民法第三十四条の法人」を加える。

第三百四十八條第一項第八号中「並びに民法第三十四条の法人」を「、民法第三十四条の法人」に改め、「國書館において直接その用に供する固定資産」の下に「及び同條の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二條第一項の博物館において直接その用に供する固定資産」を加える。

○加納金助君答覆 拍手

〔加納金助君答覆 拍手〕

この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村について、教育委員会が設置されまでの間、第七條中「市特別区を含む。以下同じ。」町村の教育委員会と、第八條中「教育委員会」とあるのは、それぞれ市町村長(特別区の区長を含む。)と読み替えます。第十九條及び第二十一條中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは、「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

〔地方税法の改正〕

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「これらに類する場所」の下に「(博物館法(昭和六年法律第二号)第一條第一項の博物館を除く。)」を加へる。

〔地方税法の改正〕

本条によつて改正いたそつとする主要な事項について御説明申上げます。

次に、只今上程されました博物館法案に対する文部委員会の審議の経過並にその結果を御報告いたします。

提案の理由とするところば、大要次のとおりのものであります。即ち国民の自

主的な教育活動を促進する環境を作るためには、実物教育の機關としての博物館が保護助成せられ、視覚教育、聽覚教育等が整備充実される必要があるというのであります。而して博物館法

の骨子とするところは大要次の諸点であります。

第一点は、博物館の性格を明らかにすると共に、教育委員会の所管に属することを明確にしたこと。第二点は、博物館の職員制度を確立し、専門的職員の資格及び養成の方法を明らかにしたこと。第三点は、博物館の民主的な運営を促進するため、博物館協議会を設けたこと。第四点は、公立博物館に対する国庫補助の途を開いたこと。第五点は、私立博物館に対する地方税等の規定を設けたこと等であります。

本案審議の過程において、矢崎、若木、高良の各委員から熱心な質疑があり、これに対しても提案者及び政府委員より詳細な答弁がありました。その主なる点を申上げますと、次のとおりです。

本案審議の過程において、矢崎、若木、高良の各委員から熱心な質疑があり、これに対しても提案者及び政府委員より詳細な答弁がありました。その主なる点を申上げますと、次のとおりです。

本条によつて改正いたそつする主要な事項について御説明申上げます。

次に、只今上程されました博物館法案に対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

提案の理由とするところば、大要次のとおりのものであります。即ち国民の自主的な教育活動を促進する環境を作るためには、実物教育の機関としての博物館が保護助成せられ、視覚教育、聽覚教育等が整備充実される必要があるといふのであります。而して博物館法

の骨子とするところは大要次の諸点であります。

第一点は、博物館の性格を明らかにすると共に、教育委員会の所管に属することを明確にしたこと。第二点は、博物館の職員制度を確立し、専門的職員の資格及び養成の方法を明らかにしたこと。第三点は、博物館の民主的な運営を促進するため、博物館協議会を設けたこと。第四点は、公立博物館に対する国庫補助の途を開いたこと。第五点は、私立博物館に対する地方税等の規定を設けたこと等であります。

本案審議の過程において、矢崎、若木、高良の各委員から熱心な質疑があり、これに対しても提案者及び政府委員より詳細な答弁がありました。その主なる点を申上げますと、次のとおりです。

本条によつて改正いたそつする主要な事項について御説明申上げます。

次に、只今上程されました博物館法案に対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

提案の理由とするところば、大要次のとおりのものであります。即ち国民の自

主的な教育活動を促進する環境を作るためには、実物教育の機関としての博物館が保護助成せられ、視覚教育、聽覚教育等が整備充実される必要があるといふのであります。而して博物館法

の骨子とするところは大要次の諸点であります。

第一点は、博物館の性格を明らかにすると共に、教育委員会の所管に属することを明確にしたこと。第二点は、博物館の職員制度を確立し、専門的職員の資格及び養成の方法を明らかにしたこと。第三点は、博物館の民主的な運営を促進するため、博物館協議会を設けたこと。第四点は、公立博物館に対する国庫補助の途を開いたこと。第五点は、私立博物館に対する地方税等の規定を設けたこと等であります。

本案審議の過程において、矢崎、若木、高良の各委員から熱心な質疑があり、これに対しても提案者及び政府委員より詳細な答弁がありました。その主なる点を申上げますと、次のとおりです。

本条によつて改正いたそつする主要な事項について御説明申上げます。

次に、只今上程されました博物館法案に対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

提案の理由とするところば、大要次のとおりのものであります。即ち国民の自

主的な教育活動を促進する環境を作るためには、実物教育の機関としての博物館が保護助成せられ、視覚教育、聽覚教育等が整備充実される必要があるといふのであります。而して博物館法

の骨子とするところは大要次の諸点であります。

第一点は、博物館の性格を明らかにすると共に、教育委員会の所管に属することを明確にしたこと。第二点は、博物館の職員制度を確立し、専門的職員の資格及び養成の方法を明らかにしたこと。第三点は、博物館の民主的な運営を促進するため、博物館協議会を設けたこと。第四点は、公立博物館に対する国庫補助の途を開いたこと。第五点は、私立博物館に対する地方税等の規定を設けたこと等であります。

本案審議の過程において、矢崎、若木、高良の各委員から熱心な質疑があり、これに対しても提案者及び政府委員より詳細な答弁がありました。その主なる点を申上げますと、次のとおりです。

本条によつて改正いたそつする主要な事項について御説明申上げます。

次に、只今上程されました博物館法案に対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

提案の理由とするところば、大要次のとおりのものであります。即ち国民の自

し、社会教育審議会に諮問し、民主的計画の方針及び各府県即応的具体的計画を樹立することあります。

かくて懇意審議の上、討論に入り、若木委員よりは、社会教育的活動を抑制しないように法の運営をすること、予算的措置を必ず行うこと。

矢島委員よりは、実際生活に即応したもの、即ち科学、産業と密接な結び付きのある博物館を助長育成すること、専門職員の質的量的確保を図ることから教育公務員特例法の適用を受けるよう措置すること、予算的措置を十分講ずること。

高良委員よりは、生活と結び付いた動く博物館をたらしめること、職員の身分の保障をすること、予算の裏付けをすること、協議会の重複を避けること等の希望を附しまして賛成、採決の結果、全員一致を以て本案は可決されました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治郎君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治郎君) 日程第四、漁港法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。水産委員会理事松浦清一君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年十一月二十一日

衆議院議長 林 譲治

漁港法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「防砂堤、」を「防砂堤、防潮堤、」に、「こう門及び護岸」を「こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に改める。

第二十條第一項中「百分の七十五又は百分の六十」を「外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)

第二十條の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるもの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

第二十一条の次に次の三條を加える。

(漁港修築事業費の精算)

○副議長(三木治郎君) 日程第四、漁港法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。水産委員会理事松浦清一君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

して農林大臣のしん功認定を受けるなければならない。

第三項又は第四項の規定により国庫負担金又は補助金の交付を受けたときは、還済なく、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業の事業費に剩余を生じたときは、還済なく、当該負担金のうち國が負担し、又は補助する割合に相当する額を國に返還しなければならない。

(賃金文書の還付等)

第十條第二項、第三項又は第四項の規定により國の負担金又は補助金の交付を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、その者に對し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができる。

第一 第二十一條第一項の規定による変更、廃止又は停止の許可を受けたとき。

第二 第二十三條第一項の規定による指示に違反したとき。

第三 第二十三條第二項の規定により変更、廃止又は停止を命ぜられたとき。

第四 第二十三條第三項の規定により許可を取り消されたとき。

第五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

第六 第二十五条第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしよう」とするとき、又は「削除」。

第七 第二十四條の二 第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国庫負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、還済なく、その事業費を精算

要な調査研究及び統計資料の作成を行ふものとする。」に改める。

第二十一条第四項第一項中「互選せられた者七人」を「当該漁港所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徵して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人」に改め、同條第五項中「互選し、又は」及び同條第九項を削る。

第三十條の見出しを「(委員)の罷免」に改め、同條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「第二十八條第四項第一号の委員以外の」を削り、同項を第一項とし、同條第四項を第二項とする。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

二 國以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く)については、當分の間、第二十條第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその全額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、國が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従い、それぞれ負担し又は補助する。この場合には、同條第四項中「前二項」とあるのは

「前二項又は附則第二項」と、同條第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第一項若しくは第三項又は附則第二項」と、第十四條の

二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十條第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十條第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となりました

漁港法の一部を改正する法律案について、水産委員会におきまする審議の経過並びにその結果につき御報告を申上げます。

この法律案は衆議院水産委員長富永五郎君ほか十九名の議員によつて提出理由を申上げます。即ち、先に

漁港法の施行によりまして、我が國漁業上の重要施設である漁港の修築、維持、管理等に関する制度が確立され、法律に規定されてくる漁港の指定、漁港の整備計画等も順次進捗を見、その運用も軌道に乗つて来たのであります

が、一方、漁港管理者の指定、並びに漁港管理委員のうちの漁業者代表たる委員の選任方法等について手続が繁雑であり、而も相当多額の経費が必要となるので、本表の性格を失わない範囲内において簡素な方法に改め、又北海道における漁業の發展を図るために、本表の性質を失わない範囲内において簡素な方法に改め、又北海道における漁港施設を速かに整備する必要上、その修築に要する費用に関する國の負担又は補助の割合を引上げる必要

がある。これが提案の理由でございまして、本改正案の内容を申上げます。

第一に漁港の維持管理に関するものであります。従来の農林大臣が漁港管理者を指定しようとすると、公聽会を開催の規定を削除いたしまして、指定を取消そうとするときにのみ公聽会を開催することにいたし、又、漁港管理委員会の委員のうち漁業者代表たる委員七人の選任については、従来互選となつておりますのを取りやめ、当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徵して推薦した者の中から漁港管理者が任命した者とすることがあります。第二に、漁港修築に要する費用に関する國の負担金又は補助金においては、当分の間、漁港の種別にかかわらず、外かく施設、水域施設においては十割、けい留施設においては七割五分、但し第四種漁港については従前通り八割に引上げることに改め、又北海道以外の地域における第四種漁港の基本施設に対する國の負担率が現在六割又は七割五分となつておりますのを外かく施設、水域施設は七割五分、けい留施設は六割とすることに改正するほか、國の負担金又は補助金の精算等に関する手続を規定いたしております。

委員会におきましては、提案者との間に質疑応答を重ね、慎重審議いたしましたが、詳細は速記録に譲ることに入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 〔略〕

第五五五条を廃除いたしまして、指定期間を定めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第五五五条を廃除いたしまして、裁判所職員臨時指置法案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右 裁判所職員臨時指置法案

国会に提出する。

昭和二十六年十一月十四日 内閣総理大臣 吉田 茂

裁判所職員臨時指置法

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員臨時指置法

裁判官の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。この場合にいたしましたが、詳細は速記録に譲ることに入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一條から第二十一条まで、第二十八條、第五十一条第二項、第六十七條、第七十二条第二項、第七十三條第二項、第九十五条及び第八百八條第四項の規定並びにこれらの規定に関する罰則を除く。)

二 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八百八十号)(第二條、第十條第二項及び第二十四条の規定を除く。)

三 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第三條第一項の規定を除く。)

四 国家公務員に対する寒冷地手当及び石灰手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)(第十六条法律第九百九十一号)

五 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九百九十一号)

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、この法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前にこの法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた事項の行為は、この法律の適用については、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為につきましては、この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、こ

院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一條から第二十一条まで、第二十八條、第五十一条第二項、第六十七條、第七十二条第二項、第七十三條第二項、第九十五条及び第八百八條第四項の規定並びにこれらの規定に関する罰則を除く。)

二 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八百八十号)(第二條、第十條第二項及び第二十四条の規定を除く。)

三 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第三條第一項の規定を除く。)

四 国家公務員に対する寒冷地手当及び石灰手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)(第十六条法律第九百九十一号)

五 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九百九十一号)

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、この法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前にこの法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた事項の行為は、この法律の適用については、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為につきましては、この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、こ

員法その他の法律の規定中、一部を除いてこれをそのままこれらの職員について準用しようと書うのであります。以上が本法案の要旨でございます。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、各委員より熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御了承を願いますことにいたし、御説明は省略させて頂きます。討論におきましては、別に発言もないのを可決すべきものと決定いたした次第で、直ちにこれを終結いたし、採決いたしましたところ、多数を以て本法案を可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 只今上程の裁判所職員臨時指置法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果につき御報告申上げます。

○小野義夫君登壇、拍手

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右 裁判所職員臨時指置法

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員臨時指置法

裁判所職員臨時指置法

裁判官の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。この場合にいたしましたが、詳細は速記録に譲ることに入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 日程第七、外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日

参議院議長佐藤尚武殿 議長

外務省設置法案
外務省設置法

日次

第一章 総則(第一條～第四條)
第二章 本省

第一節 内部部局(第五條～第十三條)

第二節 附属機関(第十四條～第十六條)

第三節 地方支分部局(第十一条～第十七条)

第四章 在外公館(第二十二條～第二十五條)

第五章 職員(第二十六條～第二十七條)

第六章 附則

第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。
(外務省の任務)

第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 外交政策の企画立案及びその実施
二 通商航海に関する利益の保護及び増進

三 外交官及び領事官の派遣及び接収

四 條約その他の国際約束の締結並びに国際協力の促進

五 國際機関及び国際會議への参加並びに国際協力の促進

六 外國に関する調査

七 内外事情の報道及び外國との文化交流

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋

九 連合國最高司令官總司令部その他の連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調

十 前各号に掲げるものの外、對外關係事務の處理及び総括

十一 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十二 日本国政府を代表して外国政府と交渉し、國際機関及び国際會議に參加すること。

十三 全權委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付すること。

十四 外國の外交使節の全權委任状、信任状及び解任状並びに外國の領事官の委任状を受理し、並びに外國の領事官の認可状を作成してこれを交付すること。

十五 條約その他の国際約束を締結し、解釈し、及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。

十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。

十七 海外における邦人の生命、身體及び財産を保護するため、外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外国人との間に生じた民事上の事件に關し和解させ、又は仲裁をし、並びに身

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 外務省の公印を制定すること。

十二 日本国政府を代表して外国の登録並びに出入國管理制度、外國人登録令及び北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の登録並びに出入國管理制度、外國人登録令(昭和二十五年政令第二百二十七号)による退去強制に関する事務を行ふこと。

十三 全權委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付すること。

十四 在日外國人等の待遇に関する事務を行ふこと。

十五 條約その他の国際約束を締結し、解釈し、及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。

十六 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。

十七 海外における邦人の生命、身體及び財産を保護するため、外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外国人との間に生じた民事上の事件に關し和解させ、又は仲裁をし、並びに身

分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。

十八 日本人の海外渡航及び移住に関しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。

十九 旅券を発給し、及び査証すること。

二十 出入國管理制度(昭和二十六年政令第三百十九号)及び外国人登録令(昭和二十一年勅令第二百七号)による出入國管理制度、外国人登録令による外国人登録並びに出入國管理制度、外國人登録令及び北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の登録並びに出入國管理制度(昭和二十五年政令第二百二十七号)による退去強制に関する事務を行ふこと。

二十一 在日外國人等の待遇に関する事務を行ふこと。

二十二 日本と外國にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。

二十三 外交に関する事項の発表を行ふこと。

二十四 外国人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。

二十五 所掌事務に係る社團法人又は財團法人につき許可又は認可を與えること。

二十六 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域における日本の公私財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

二十七 邦人の引揚に関する事務を行ふこと。

二十八 国又は地方公共團体の機関に対して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十九 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き外務省に屬せられた権限並びに條約の実施及び確立された国際法規の履行のために必要な権限

三十 第二章 本省

第一節 内部部局

第二節 附則

第三節 外務省設置法

第四節 外務省設置法

第五節 外務省設置法

第六節 外務省設置法

第七節 外務省設置法

第八節 外務省設置法

(大臣官房の事務)
第七條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

(大臣官房の事務)
第七條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 所管行政の総合調整を行うこと。
 二 所管行政の考查を行うこと。
 三 法令案の審査を行うこと。
 四 機密に關すること。
 五 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に關すること。
 六 外交官及び領事官の派遣及び接取その他の儀典に關すること。
 七 外国人に対して榮典を授與すること及び外交勳章又は外國記章を日本人が受領することに關しあつ旋を行うこと。
 八 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
 九 大臣の官印及び省印を管理すること。
 十 文書の證明を行うこと。
 十一 條約書その他の外交文書を保管すること。
 十二 外交史料を編さんすること。
 十三 講話を行うこと。
 十四 図書を保管すること。
 十五 電信を接受し、及び發送すること。
 十六 経費及び收入の予算、決算並びに金計の監査に関すること。
 十七 行政財産及び物品を管理すること。
 十八 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
 十九 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び関する事務をつかさどる。(アジア局の事務)
 第八條 アジア局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 アジア諸国に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。
 二 アジア諸国に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の收集及び調査研究に關すること。
 三 アジア諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。
 四 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域に關する整理事務を行うこと。
 五 邦人の引揚に關すること。
 六 在外公館等借入金の審査確認事務を行うこと。(歐米局の事務)
 第九條 歐米局においては、左の事務をつかさどる。
 一 アジア諸国以外の諸国に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。
 二 アジア諸国以外の諸国に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の收集及び調査研究に關すること。

- 第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(條約局の事務)
 第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。
 一 國際機関及び國際會議への参加並びに國際行政に關すこと。
 二 連合國最高司令官總司令部その他連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関する各行政機関の事務の総合調整に關すること。
 三 連合国による日本の管理に関する官憲との連絡及びこれに関する各行政機関の事務の收集及び研究を行うこと。
 四 連絡調整事務局に関する事務。
- (情報文化局の事務)
 第十三條 情報文化局においては、左の事務をつかさどる。
 一 新聞、通信、放送その他の方法により、对外政策及び國際情勢の対内報道、对外政策及び国际情勢の對外報道並びにこれに必要な情報の收集を行なうこと。
 二 各国との文化交流及び國際文化機関との協力に關すること。

- 第五條 在外公館等借入金整理準備審査会(外務省研修所)
 第十六條 在外公館等借入金整理準備審査会に關しては、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第百七十三号)の定めによるところによる。(地方支分部局)
 第十七條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。(所掌事務)
 第十八條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
 一 連合國最高司令官總司令部その他連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關する各行政機関の事務の調整に關すること。
 二 連絡調整事務局の長は、前項に規定する文書及び記録の收集に關すること。

名	新	位	管	轄	区	域
札幌連絡調整事務局	札幌市	北海道	青森県	秋田県	岩手県	福島県
仙台連絡調整事務局	仙台市	宮城県	山形県	福島県	新潟県	
横浜連絡調整事務局	横浜市	神奈川県	東京都	埼玉県	千葉県	千葉県
横須賀連絡調整事務局	横須賀市	神奈川県	横須賀市	千葉県	千葉県	千葉県
大阪連絡調整事務局	大阪市	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	和歌山县
福岡連絡調整事務局	福岡市	福岡県	大分県	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県

第三章 外局

(外局)

第二十條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて外務省に置かれる外局は、左の通りとする。

(組織、所掌事務及び権限)

第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の定めるところによる。

(在外公館) 在外公館

第二十二條 外務省の機関として、

(在外公館) 在外公館

(在外公館長)

第二十五條 在外公館に、長(以下「在外公館長」という。)を置く。

2 大使館、公使館、総領事館、領事館、名譽総領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事、名譽総領事及び名譽領事とする。

3 在外公館長は、外務大臣の命を受け、在外公館の事務を統括する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

(職員)

第二十六條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十九号)の定めるところによる。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律に定めるもの外、在外公館を増置することができる。

3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、當該在外公館の種類を変更することができる。

4 在外公館として、第二十二条第一項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所について

は、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号)の定めるところによる。

「在外公館長」を置く。

2 大使館、公使館、総領事館、領事館、名譽総領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事、名譽総領事及び名譽領事とする。

3 在外公館長は、外務大臣の命を受け、在外公館の事務を統括する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

5 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第百七十号)の一部を次のよう改正す

る。

6 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

7 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

8 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

9 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

10 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

11 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

12 在外公館等の長(以下「外務省アジャ局」とい

う)を「外務省アジャ局」に改め、同條第四項中「外務省管理局」

を「外務省アジャ局」に改める。

13 在外公館の長

14 在外公館の長

(河井彌八君登壇、拍手)

○河井彌八君登壇、拍手

6 国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のよう改正する。

第七条に次の一号を加える。

十三 在外公館の長

(河井彌八君登壇、拍手)

そこで、この案の内容について要点を申上げたいと存じます。第一点は外務本省の組織の変更であります。從来まして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。内閣委員会は三回開会いたしました。そのうち一回は外務委員会と連合(定員)の定めるところによる。

第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法(昭和二十四年法律第百三十五号)は、廃止する。但し、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 在外公館として、第二十二条第一項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所について

は、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号)の定めるところによる。

そこで、この新事態に即応した機構を作つて、そして現在の事務の遂行に適應なきを期すると共に、将来正式の外交が再開する場合にも備えようというので、この法律案を提出したのであります。而してこの法律案は外務省設置法案といいたしまして、全文の改正案となつておるのであります。

そこで、この案の内容について要点を申上げたいと存じます。第一点は外務本省の組織の変更であります。從来まして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。内閣委員会は三回開会いたしました。そのうち一回は外務委員会と連合(定員)の定めるところによる。

第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法(昭和二十四年法律第百三十五号)は、廃止する。但し、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 在外公館として、第二十二条第一項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所について

は、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号)の定めるところによる。

そこで、この新事態に即応した機構を作つて、そして現在の事務の遂行に適應なきを期すると共に、将来正式の外交が再開する場合にも備えようというので、この法律案を提出したのであります。而してこの法律案は外務省設置法案といいたしまして、全文の改正案となつておのであります。

そこで、この案の内容について要点を申上げたいと存じます。第一点は外務本省の組織の変更であります。從来まして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。内閣委員会は三回開会いたしました。そのうち一回は外務委員会と連合(定員)の定めるところによる。

第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法(昭和二十四年法律第百三十五号)は、廃止する。但し、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 在外公館として、第二十二条第一項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所について

にきめたのであります。そうして日本国外に置かれるところの政府の公館はすべて外務省の機関としてその任務を遂行することにいたしました点であります。次に、在外公館の設置が法律によつて明らかにされることは望ましいことであります。が、即ち原則として在外公館の名称及び位置は法律に定めると、いつことになつておりますが、このことでは、即ち原則として在外公館の名稱及び位置は法律に定めると、いつことになつておりますが、このことでは、

立國としての外務省機構改革案のことくにも見えるのでありますけれども、その政府の説明によりますれば、條約が來春効力を発生するまでの間に外務省として処理すべきたさんの事務がありますので、これらの事務を現機構のままで処理することが相当困難であるといふので、将来の外交の再開に備えて差し当り最も必要なものと認める機構を改正しようとする

ものであつて、いわば占領下の時期と條約発効後における自立の時期との中間の時期の事務の処理に任せんとする暫定的の機構改正是あるといふ説明であります。併しながら、かくのとく暫定的と申しましても、アジア局、歐米局の地域による局の設置

の構想のときは、将来においても変更すべきものではないといふのであつて、結局この機構改正是将来をも考慮した暫定的なものであるといふことが明らかになつたのであります。従つて、将来正式に外交再開の場合におきましては、更に或る程度の機構改革も予想せられるという説明であります。

第二点は、相互に密接な関係を有するところの外交事務をば地域的に分割いたしまして、即ちアジア局と歐米局とヨーロッパ・アメリカのすべての地域に改めることは、外交事務の性質上果して當を得たものであるかといふ点であります。一つ外交問題がアジア、歐米の二局に分掌させることは外交事務の統合性を害するであろうといふ懸念が当然起るのであります。そこで、この二局間の事務の調整は、官房に新たに設置せられるところの官房長をしてこれを行わせることとして、この不統一を避けようといふ趣旨であります。

第三点は、今後独立までの過渡的の時期においても、又将来独立した後ににおいても、現在の機構で特に不十分と思われる点は如何なる点であるかといふことの検討であります。問題は、

本案の機構改革の中心点をなすところの現在の政務局、調査局、管理局の機構の適否とその改組の点であります。これに対しまして、改正案はこれらの立地位に立つた場合に處する外務省の機構を規定したものであるかどうか、我が国が國際社会において自主独立の地位に立つた場合に處する外務省の機構を規定したものであるかどうか、

第一に、この法案は、平和條約発効後、我が国が國際社会において自主独立の地位に立つた場合に處する外務省の機構を規定したものであるかどうか、

現在の政務局は事務分量が甚だ龐大を貰ふと、平和條約発効後の独

なものがありませんし、局としての負担が過重であるに反して、終戦後の殘務もくにも見えるのでありますけれども、この改正を機といたしまして、将来は日本外交の一元化の政策を貫徹して、外務省の機構改革案と同様に、大臣としての事務負担が軽減せられます。この政府の説明によりますれば、條約が來春効力を発生するまでの間に外務省として処理すべきたさんの事務がありますので、これらの事務を現機構のままで処理することが相当困難であるといふので、将来の外交の再開に備えて差し当り最も必要なものと認める機構を改正しようとする

ものであつて、いわば占領下の時期と條約発効後における自立の時期との中間の時期の事務の処理に任せんとする暫定的の機構改正是あるといふ説明であります。併しながら、かくのとく暫定的と申しましても、アジア局、歐米局の地域による局の設置

の構想のときは、将来においても変更すべきものではないといふのであつて、結局この機構改正是将来をも考慮した暫定的なものであるといふことが明らかになつたのであります。従つて、将来正式に外交再開の場合におきましては、更に或る程度の機構改革も予想せられるという説明であります。

第五点は、本機構改正案と定員との関係であります。この改正によつての外務省の機構改革が実現いたしましたが、現在の定員の増減には影響がない

ものであります。即ち外務本省の定員は今度提出せられました定員

法改正を見ますると、四十九人を減少いたしました、千五百四十二人となる

のでございますが、これで以て事務の運用には差支えないと申します。たゞ明年、平和條約が

発効いたしました、正式外交が開かれました場合には、海外諸國に設置されたところの大使館、公使館、領事館等

の在外公館の所要の職員は勿論増員の必要がありますから、その際には改めて定員法の改正案を国会に出すことがあります。

第六点は、在外公館に関する点であります。が、從来は諸國との間に正式の外交關係の途が開かれておらないので、

これがため、将來平和條約発効後に

おいては、独立國たるにふさわしい機構に改めることを希望するといふ意見が出たのであります。竹下委員から

は、本機構改革において、現在の政務局の事務を、アジア局、歐米局に分掌せしめる点等、各局の機構については

なお十分了解することができない部分もあるけれども、外交再開の時期が迫

つておる今日に、外務省の機構の改革

の必要な点はよく了解せられるが故に、本案に賛成する。三好委員も賛成であります。竹下委員も賛成したのであります。そし竹下委員は、政

府が機構を運営して不都合を感じるこ

とがあるならば、更に機構を改めるこ

とを希望するといふことが附け加えら

れたのであります。

かような審議の経過を経まして採決

に付しましたところが、全員一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本審成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(三木治郎君) 過半数と認めた。

官報(号外)

○副議長(三木治郎君) 日程第八、関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

関税法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

関税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のよう

第六十一号)の一部を次のよう

改正する。

第二百四條を次のように改める。

第二百四條 本法ノ適用ニ付テハ本

州、北海道、四国及九州以外ノ

本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域

ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス

(関税定率法の一部を改正する法律の改正)

第三條 関税定率法の一部を改正す

る法律(昭和二十六年法律第百十

号)の一部を次のよう

に改正する。

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ本

州、北海道、四国及九州以外ノ

本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域

ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス

(関税定率法の一部を改正する法律の改正)

第三條 関税定率法の一部を改正す

る法律(昭和二十六年法律第百十

号)の一部を次のよう

に改正する。

第十二條を次のよう

に改める。

第一條 関税定率法(明治四十三年

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十二條を次のよう

に改める。

附則第五項別表甲号中

第一項

へ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス
附 則
この法律中関税定率法の一部を改
正する法律附則第五項の改正規定
は、公布の日から、その他の規定は
日本国との平和條約の最初の効力發
生の日から施行する。

(平沼彌太郎君登壇、拍手)

【平沼彌太郎君登壇、拍手】

○平沼彌太郎君 只今上程せられま す。

大蔵委員会における審議の経過並びに 結果を御報告申上げます。

本審成の點を申上げますと、その

第一点は、平和條約の効力發生に伴い た關稅法等の一部を改正する法律案の

生産された物品の輸入税は、政 令で定めるところにより、當分

の間、免除する。

本審成の改正点を申上げますと、その

第一点は、平和條約の適用上、 當然外國となし、又同條約第三條によつて明瞭に規 定する北緯二十九度以南の南西諸島及 び小笠原群島等につきましては、關稅

法、關稅定率法、とん稅法の適用上、 當然外國となし、又同條約第三條によつて明瞭に規 定する北緯二十九度以南の南西諸島及 び小笠原群島等につきましては、本邦

の南西諸島の生産にかかる物品で原產 地証明書を添付するものについて、 輸入税を免除しておりますが、平和條

約の効力發生後は、北緯二十九度以南 の南西諸島及び小笠原群島等の地域で 生産される物品は輸入税を免除するこ

ととし、これについて必要な事項を政 令で定めようとるものであります。

その第三点は、現在新聞用紙は需要

の増加に伴い緊急に輸入することが必 要とされておりますが、輸入價格は國

も内閣提出、衆議院送付)以上兩案を 一括して議題とすることに御異議ござ いませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと 認めます。先づ委員長の報告を求めま す。通商産業委員長竹中七郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十五日

衆議院議長 林 譲治

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

参議院議長佐藤尚武殿

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「政府が再保険を行うことにより、」を削る。

第一條の見出しを「甲種保険」に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰上げる。

第三條の前の見出しを削り、同條中「輸出信用保険」を「政府が再保険を引き受けれる輸出信用保険」に改め、「損害保険」の下に「(以下「甲種保険」という。)」を加える。

第四條第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に、同條第三項中「輸出信用保険契約」を「保険契約」に改め、同條第五項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、同條の次に次の五條を加える。

第五條中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、同條の次に次の五條を加える。

(乙種保険)

第五條の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)を、補する輸出信用保険(以下「乙種保険」という。)を引き受けることがであります。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期後に回収した金額

第五條の五 政府は、乙種保険の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が保険契約の條項に違反したときは、保険金の全部若しくは一部を支拂わざ、又は保険金の全部若しくは一部を返還させることができることとする。

(保険料率)

第五條の六 甲種保険の再保険及び

乙種保険の保険料率は、政府の支拂う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

第六條第一項中「保険会社は、再

保険(第九條の二—第九條の五)

保険(第九條の二—第九條の五)

保険(第九條の二—第九條の五)

保険(第九條の二—第九條の五)

保険(第九條の二—第九條の五)

2 乙種保険の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を「保険料」と定めることとする。

うち第五條の二第一項各号の一に該当する事由により輸出者が、保険契約に基いて輸出する事由により輸出者が決済期(同項第五号)に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時(以下同じ。)までに回収することのできない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とす

る。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日

衆議院議長林 譲治

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を改正する法律案

る債務の保証」を加え、「信用保険」を「保険」に改める。

第二條第一項中「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」を「資本の額若しくは出資の総額」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「指定法人」とは、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をする目的として民法(明治二十九年法律第十九号)第三十四條の規定により設立した法人であつて、政令で指定するものをいう。

第二條の次に次の章名を加える。

第二章 金融機関を相手方とする保険

第三章 指定法人を相手方とする保険

第四章 保険契約

第四條第二項中「三百万円」を「五百万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

第九條の次に次の二章を加える。

第三章 指定法人を相手方とする保険

第四章 雜則(第十條—第十二條)

第一章 総則(第一條—第二條)

第二章 金融機関を相手方とする保険(第三條—第九條)

第三章 指定法人を相手方とする保険(第九條の二—第九條の五)

第四章 雜則(第十條—第十二條)

第一章 総則

第二章 金利(付)の下に「及び指定保険契約に基いて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」に、「第二條の五に」、同條第三項中「保険会社」

法人の中小企業者の金融機関に対する保険額とする。

第一條中「付」の下に「及び指定保険契約に基いて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」に、「第二條の五に」、同條第三項中「保険会社」

法人の中小企業者の金融機関に対する保険額とする。

金額を、現在の三百万円から五百万円に引上げること、同じく組合の場合は一千円から二千万円に引上げることであります。その第二点は、各都道府県に設立されている信用保証協会の保証業務を新たに政府が再保証し得る制度を設けたことであります。即ち協会が借手の債務を保証した金額を保険金額として、これに対応して政府がその五割を保険金額として再保険するわけであります。つまり現在の信用保証協会の出資は地方公共団体がその大部分を負担しているので資金面に制約があり活動が不十分ですから、それを助成せんとするものです。

当委員会におきましては特に各方面の当事者の意見をも聽取し、慎重審議の上、一、政府の預金など資金源の獲得、二、本制度の活用に熱意ある金融機関に保険の枠を多く與えること、三、貸付期間を六ヶ月以上に限つて、そのを三ヶ月以下とすること、四、保険金の方拂を事故発生後六ヶ月後とせず三ヶ月後として回転を早くすること、五、保険金額を現在の保険価格七五%から九〇%に引き上げること、六、保険料をできるだけ借入人に転嫁させること、その他、従業員数二百名を超える中小炭鉱とか生活協同組合を保険の対象に加えることなどの問題がありました。又年末金の対策などを併せて熱心に論究されました。政府側では、前述の諸点につきまして更に研究を重ねた上、その相当部分を可及的に早い機会に取り入れて改正すべく努力する旨を申述べました。これが又詳細な速記録を御覽のほど願いたいと思います。

かくて討論に入りましたところ、境野、小松、栗山の各議員より、資金獲得以下の諸点につき政府部内の統一を図つて早急にその実現を期するごとに、実施の末端機関に本改正を至急徹底せしむること等の希望を付して賛成意見が述べられました。次いで採決の結果、本改正法案は全会一致を以つて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します、両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治郎君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

第十六條の四第一項中「第十六條の二」の下に「又は第十六條の六」を加え、同項に次の但書を加える。
但し、その者が正當の事由がなく弁明をしない場合には、この限りでない。

同項第二号及び第三号を次のよう改める。

二 担保の提供又は変更その他担保に関する地方団体の求に応じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徵収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

第十六條の五の次に次の二條を加える。

(法人税割又は法人の事業税の徴収猶予)

第十六條の六 地方団体は、第三百二十一條の八第一項若しくは第二項の規定によつて法人税割を納付しなければならない法人又は第七百五十四條の二第一項第一号の規定によつて事業税を納付しなければならない法人が当該法人税割額又は事業税額のうち当該徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、その徴収猶予をした税額について

八第一項若しくは第二項又は第七百五十四條の二第一項第一号に規定する申告書の提出期限内に徴收猶予の申請書を地方団体に提出すれば、当該提出期限から三月を経過してから、同條第七項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所の所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(「外國法人」という。以下第四百五十四条の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。)を「外國法人」に改め、同條第八項中「最初の事業年度の初日の前日」の下に「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を加える。

第七十二條第四項中「昭和二十七年一月一日」を昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日」に、「昭和二十六年十一月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。

第七十四條の二第一項但書中「昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日」の下に「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を加える。

第三百二十七條第一項中「その税金を納付する場合」の下に「(第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人が当該徴収猶予を納付する場合を含む。)」を加える。

第六十二條の二第一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

第三百二十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案認めます。先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により委付する。

官報(号外)

佐多 忠蔵君	堀木 錬三君
松原 一彦君	河崎 坊木
高田なほ子君	木下 源吉君
矢嶋 三義君	佐々木良作君
小笠原 三男君	菊川 孝夫君
榎 繁夫君	岡田 宗司君
和田 博雄君	館 哲二君
國務大臣	法務総裁 大橋 武夫君
大藏大臣	大蔵 池田 勇人君
文部大臣	文部 天野 貞祐君
農林大臣	農林 根本龍太郎君
通商産業大臣	通商産業大臣 高橋龍太郎君
労働大臣	労働 保利 茂君
建設大臣	建設 野田 卵一君
国務大臣	国務 囲野 清蒙君
国務大臣	国務 周東 英雄君
国務大臣	国務 益谷 秀次君
政府委員	内閣官房長官 國崎 勝男君
内閣官房副長官	内閣官房副長官 菅野 義丸君
外務政務次官	外務政務次官 高木 松吉君
大蔵政務次官	大蔵政務次官 莫葉 隆圓君
文部政務次官	文部 西川甚五郎君
中小企業庁長官	中小企業庁長官 河野 一之君
本部次長	本部次長 水谷 昇君
行政管理	行政管理 江口見登留君
政務次官	政務次官 城 義臣君
法務政務次官	法務政務次官 鈴木 亨弘君
大蔵省主計局長	大蔵省主計局長 草野 一之君
文部政務次官	文部政務次官 小笠 公韶君